

別紙

諮問第1022号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件非開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「R〇. 〇. 〇～R〇. 〇. 〇の間に〇〇警察署刑事組織犯罪対策課から電話を受けた件で、〇〇警察署刑事組織犯罪対策課が保有している、私に関する情報がのっている文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和5年1月31日付けで行った別表に掲げる本件一部開示決定及び本件非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定及び本件非開示決定は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年6月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年6月27日に実施機関から理由説明書を、同年10月23日に審査請求人から意見書を収受し、同年7月31日（第183回第三部会）から同年11月18日（第186回第三部会）まで、4回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 組織犯罪対策相談受理票について

実施機関は、「組織犯罪対策部門に係る相談への適正な対応について」（令和４年４月１日通達乙（組．総．指）第24号。以下「通達」という。）において、組織犯罪対策部門に係る相談（事件相談、告訴・告発に係る相談を含む。以下「事件相談等」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、「警察相談業務管理システム」に相談者その他の関係者（以下「相談者等」という。）の人定情報、相談の要旨等を登録するとともに、同システムから組織犯罪対策相談受理票を出力し、所属長の決裁を受けて保存する旨定めている。

また、組織犯罪対策相談受理票は、通達別記様式第１号「組織犯罪対策相談受理票」、同第３号「相談関係者」及び同第６号「相談処理経過の概要」により構成されており、「組織犯罪対策相談受理票」には、相談者の住所、氏名等の人定情報や警察職員が相談者等から聴取した内容を、「相談関係者」には、相談者等の人定情報を、「相談処理経過の概要」には、事件相談等に関して実施機関が判断した内容や実施した措置の具体的事項など処理経過を、それぞれ記載することとされている。

イ 本件対象保有個人情報並びに本件一部開示決定及び本件非開示決定について

（ア）本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求者以外の個人である相談者が〇〇警察署刑事組織犯罪対策課に相談した際に作成された「相談処理経過の概要」（〇〇警察署、処理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号〇号）を特定した上で、「相談処理経過の概要」に記録されている情報（以下「本件対象保有個人情報１」という。）について、別表に掲げる本件非開示情報１は条例 16 条 2 号及び 4 号に、本件非開示情報２は同条 2 号及び 6 号に、本件非開示情報３は同条 6 号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする本件一部開示決定を行った。

（イ）本件非開示決定について

実施機関は、事件相談等の記録のうち、「相談処理経過の概要」を除いた部分に記録されている情報（以下「本件対象保有個人情報2」という。）について、条例16条2号及び6号に該当するとして、その全部を非開示とする本件非開示決定を行った。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

審査会が本件対象保有個人情報1を見分したところ、本件非開示情報1は、警察職員の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例16条2号本文に該当し、いずれも管理職でない警察職員の氏名であり、慣行として公にしていなかったことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条2号に該当し、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

（イ）本件非開示情報2について

審査会が本件対象保有個人情報1を見分したところ、本件非開示情報2には、入力日として相談者の相談日、経過番号として相談者の相談回数、相談件名及び警察職員と相談者との具体的なやり取りが記載されており、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。さらに、本件非開示情報2を開示することにより、相談者等の秘密を守るという信頼関係が損なわれ、その結果、今後、事件相談等業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例16条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報2は条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

（ウ）本件非開示情報3について

審査会が本件対象保有個人情報 1 を見分したところ、本件非開示情報 3 には、「分類種別」欄に当該事件相談がいずれの分類のものに当たるのか警察職員が判断した結果が、「措置」欄に相談の内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及びその結果が、「相談者」欄に相談者から聴取した開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。本件非開示情報 3 を開示することとなると、事件相談等業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、当該相談内容に基づく客観的な評価、判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 3 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

エ 本件非開示決定の妥当性について

審査会が本件対象保有個人情報 2 を見分したところ、本件対象保有個人情報 2 には、相談者の人定情報、相談者から聴取した内容、相談者が提出した書面で相談内容の経緯や事件性を判断する上で必要な情報等が記載されている。これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例16条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

また、実施機関は、事件相談等業務は相談者等の秘密を守るという信頼関係に基づいて行われており、本件対象保有個人情報 2 を開示することによって相談者等との信頼関係が損なわれ、今後、当該業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなる旨説明する。

審査会が検討するに、事件相談等業務は、相談者等から聴取した内容により事件性が認められる場合には、迅速かつ的確な対応が求められるところ、当該聴取内容等は、これが開示されることとなると、相談者が事件相談等を躊躇するなど、事件性の判断に必要な情報が得られにくくなり、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例16条 6 号に該当する。

したがって、本件対象保有個人情報 2 は条例16条 2 号及び 6 号に該当するとして非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表 本件一部開示決定及び本件非開示決定

1 本件一部開示決定			
本件対象保有個人情報 1	本件非開示情報		根拠規定
「相談処理経過の概要」 （警視庁〇〇警察署、処理 年月日 令和〇年〇月〇日、 受理番号〇号）に記録され ている情報	1	警察職員の氏名	条例16条2号 条例16条4号
	2	「相談処理経過の概要」のうち、「入 力」欄の非開示とした部分（警察職 員の氏名を除く）、「件名」欄、「経過 番号」欄、「処理経過の概要」欄で開 示請求者以外の個人に関する情報で あり、組織犯罪対策相談業務の処理 経過等に関するもの	条例16条2号 条例16条6号
	3	「相談処理経過の概要」のうち、「分 類種別」欄、「措置」欄、「相談者」欄 に記録されている情報	条例16条6号
2 本件非開示決定			
本件対象保有個人情報 2	根拠規定		
事件相談等の記録のう ち、「相談処理経過の概要」 を除いた部分に記録されて いる情報	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識 別することができるものであるため。 （条例16条2号） 開示請求者以外の者に係る情報であって、開示すること により、開示請求者以外の者との信頼関係を損ない、協力 が得られなくなるなど、組織犯罪対策相談業務の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （条例16条6号）		